

○内閣府告示第三百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 帯広市
- 二 構造改革特別区域の名称 帯広市ばんえい競馬 新勝馬投票法「七重勝単勝式」導入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 帯広市の区域の一部（帯広競馬場）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業（一〇一

二）

○内閣府告示第三百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 会津若松市
- 二 構造改革特別区域の名称 会津若松市「来てみらんしよ、呑んでみらんしよ」どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 会津若松市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県
- 二 構造改革特別区域の名称 農業の6次産業化普及活動人材活用特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農業関連事業普及指導員任用事業（一〇一三）

○内閣府告示第三百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南房総市
- 二 構造改革特別区域の名称 たかべのふるさとどぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南房総市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県山武郡芝山町
- 二 構造改革特別区域の名称 芝山町保育所給食外部搬入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県山武郡芝山町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県長生郡長生村
- 二 構造改革特別区域の名称 「安心して子どもを産み育てられる」子育て環境の充実特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県長生郡長生村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第三百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都大田区
- 二 構造改革特別区域の名称 羽田空港ロボット実験特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都大田区の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（一〇五（一〇六

・一〇七）・一二二二）

○内閣府告示第三百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都練馬区
- 二 構造改革特別区域の名称 練馬区立こども発達支援センター安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都練馬区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

（九三九）



○内閣府告示第三百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 阿賀野市
- 二 構造改革特別区域の名称 阿賀野市保育園看護師配置補助要件緩和事業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 阿賀野市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（九三六）

○内閣府告示第三百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県中魚沼郡津南町
- 二 構造改革特別区域の名称 名水の郷 津南どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新潟県中魚沼郡津南町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 常滑市
- 二 構造改革特別区域の名称 常滑市児童発達支援センター安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 常滑市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

（九三九）

○内閣府告示第三百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名張市
- 二 構造改革特別区域の名称 名張市ばりっ子発達支援給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名張市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

（九三九）

○内閣府告示第三百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高島市
- 二 構造改革特別区域の名称 高島市マキノ町地域給食外部搬入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高島市の区域の一部（旧マキノ町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 柏原市
- 二 構造改革特別区域の名称 元気でにこにこ柏原給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 柏原市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県飯石郡飯南町
- 二 構造改革特別区域の名称 生命地域・飯南町 どぶろく・果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県飯石郡飯南町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市
- 二 構造改革特別区域の名称 今治市リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））



○内閣府告示第三百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 土佐清水市
- 二 構造改革特別区域の名称 土佐清水市リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 土佐清水市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿島市
- 二 構造改革特別区域の名称 鹿島市どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））